

研究資料

住吉広行筆 春冬堂上放鷹之図屏風下絵 及び
「朝鮮信使来聘一件書類」

加藤秀幸

ここに紹介するのは住吉広行筆 春冬堂上放鷹之図屏風の下絵で、これをもとに完成した本絵は、海を渡つて朝鮮国王に贈られたものである。幸いにこれに関する詳細な記録として、「朝鮮信使来聘一件書類」が今日残されていて、美術史的な面でも興味深いものがあると思われるので、図版と共に紹介公刊した次第である。

早稻田大学図書館所蔵のこの下絵は「春冬堂上放鷹之図」と題するものの、実は春之部『雉鷹野』（六曲半双、縦一六六・二センチ、横四三九・五センチ、一部淡彩）のみで冬の部は見当らない。

「文化戊辰年十月朔日納
御老中御掛 牧野備前守殿
朝鮮国王ニ被遣候御屏風

景金園広行画之

春冬堂上放鷹之図

住吉絵所

春之部であることは、右端幅中の梅の鳥柴、鷹飼の馬前の蒲公英、下絵であるため、枝のみを描ける桜等によってあきらかである。春冬を放鷹の画題としたのは、鷹狩のシーズンは、換羽のための鳥屋入りの、夏の一時期を除いて、一年中行なわれるが、半双を一季節に宛れば、鶴・鶴・白鳥・雁など、大きな獲物のある冬と、のどかで華やかな雉鷹野の春とがふさわしいからであろう。

住吉広行筆春冬堂上放鷹之図屏風下絵及び「朝鮮信使来聘一件書類」

この完成された屏風は端裏書によつて、住吉広行（内記・景金園）が描き、文化五年（一八〇八）十月朔日、『朝鮮人来聘御用掛老中』牧野忠精守備前のものに納められたものであることがわかる。

朝鮮人来聘とは、朝鮮国通信使来聘のこと、将軍の代替りごとに、祝意を表する朝鮮国王よりの通信使を、江戸城中に引見する臨時の大典である。文化度のそれは、先代家治の明和（元年）度に次ぐもので、天明六年の將軍家齊襲職の後、先例によつて、三年余の中に行なわれるべきものが、彼我の財政困難によつて、対馬の府中原に易えられ、又種々の事情が重なつて延引し、二十余年の後の、文化八年にようやく挙行せられたものである。財政逼迫のため、前例に較べ、進物・経費等は両国共に、高麗鷹二十連が十連に、屏風二十双が十双にというよう、半減したようである。

文化度、將軍より朝鮮国王に贈られた別幅の筆頭に、屏風十双があるが、その詳細を「朝鮮信使来聘一件書類」（史料参看）によつてみると、一々の絵様・筆者は評議の上決定されており、筆頭の『賴信海を渡る図』をはじめ、全て題材は日本的なものである。又前回までのものと、図柄が重ならないようにとの配慮もされたようである。

この放鷹の絵柄は、朝鮮国王より將軍への進献物中、重要な位置を占める高麗鷹（本邦産より、体格・気性共に優れ、珍重された）への返礼の意味をもこめたものであろう。しかし、この絵柄は、當時廃れていた公家の雉鷹野をあり

插図1 住吉広行筆 春冬堂上放鷹之図屏風下絵 端裏書
早稲田大学図書館蔵

わした絵空事である。それは「春日權現記絵」の画中の襖絵の絵柄に、又「今

昔物語」雉を仕う男の文章

そのものと言いうるもので

錦の帽子を着した鷹飼が、犬索をつれ、鷹を居えるに、

当時普通の鞆（ゆがけ・皮手袋）を用い、亡んでな

い鞆（たかたぬき）をつけたものを描いた、優美華麗をさきとした復古調である。

本図の眼目である、鷹の雉を捉る場面は、鷹匠の評を得たのか、書きなおされ、鷹の遣い手・鷹・雉・鷹犬の連関する寸時の動作がまとめられている。色はそのところに、地アサキ・コソ・朱などと指示されている。（図版六参照）

広行は、板谷慶舟広当の長子で、住吉広守の後を承け、復古を試み、凡手ではないという。本図は、拾双中、第七番にあげられてお

挿図2 住吉広行筆 春冬堂上放鷹之図屏風 春之部 下絵 早稲田大学図書館蔵

り、その筆工料などと共に、彼の画壇の位置も推量されよう。
広行は、信使帰帆後間もない、文化八年八月没した。年五十七。晩年を飾る作となる。

この屏風の絵柄・筆者の決定通知は、文化四年三月頃にあり、筆工料・金銀箔代は、六年一・二月の間に支払われたらしい。この『堂上放鷹之図』毫双は銀一貫八七二匁余、二割増を加え、二貫二四七匁余。金ニノ三七両一分と銀一二匁余。金銀箔五八一八枚二分、代銀一貫一七三匁二分六厘の支出となつていて

省弊のための朝鮮信使易地行聘は、糸余曲折の末、文化八年五月廿二日、国書授受が対馬の宗家の邸で行なわれ、六月十五日、別幅が渡された。品々は、同朋頭の手で、諸役人立会の下に、厳重に梱包され、江戸より対馬厳原へ運送された。

尚、後に、この下絵を参考にしたと思われる、二曲一双の屏風を一見するこ^トが出来たので、便宜紹介する。残念ながら、これにも冬の部はない。はじめから対として描かれなかつたのか、冬の部の下絵が早く失なれていたため、描かれなかつたか、或いは離れくになつたのか、一切わからない。春之部を二曲一双としたことより、或いははじめから、冬の部を描かなかつたのではないか。筆者も亦不明であるが、下絵を利用する住吉派の、ごくうちわの者の手になつたものであろう。下絵に較べ、技倆はかなり劣る。殊に人物は生硬となり、動きがない。六曲を四曲にし、縦横を縮めるため、全体的に右に寄せて圧縮しており、上部の三人の勢子と、彼等に追いたてられる、雌雄二羽の雉の雄のみを残し、勢子の対象を、鷹に追われる雄雉二羽にまとめ、鷹と雉の距離をはなしたために、間のびしたものになつていて。野の蒲公英は多数の土筆に描きかえられ、人物は一人減り、犬索きの手綱の手が替り、川の流れも向きを変えている。製作は下張りの反故よりみて、明治維新後のものであろうか。（紙本着色、縦一五七・五cm、横一七四・五cm、日光 小林商会所蔵）

(附記) 下絵については柴田光彦氏、屏風は小林一郎氏、絵画・美術史について、又本誌掲載については柳沢孝・辻惟雄両氏、朝鮮信使については田中健夫氏に、夫々御教示・高配を得た。記して謝意を表する。

美術研究所報

研究会

昭和四十四年

六月十一日	在米の日本仏画	柳沢 孝
六月二十五日	狩野元信の花鳥画	辻 惟 雄
七月十六日	延暦寺初期の仏像	久野 健
九月二十四日	四天王彌像	猪川 和子
十月八日	聖エラスムスとエラスムス像	坂本 満
十月二十二日	皇居杉戸絵に就いて	関 千代
十一月十二日	本願寺本三十六人集の表紙絵	江上 綏

挿図3 鷹狩図屏風 日光市 株式会社小林商会蔵

〔題鑑〕
「朝鮮信使來聘一件書類二」

〔内題〕
「朝鮮信使來聘記録」

解題

本書は、文化度、朝鮮信使易地交聘の一件記録の写で、十一冊よりなるが、ここには第二冊雜部のみを掲載した。その体裁は、縦十三・七cm、横十九・五cmよりなる横帳・袋綴で、殆んど影写に近い騰写本であるが、まゝ文意の通じない写字もある。この雜部は、將軍家斉・世子家慶より、朝鮮國王及び信使等に遣わされた返礼の贈答品・下賜銀の詳細な記録である。因みに各冊の内容を記すと、以下のようである。()は冊数を示す。

(一) 国役 (三) 来聘御用申上留、対馬守左衛門尉訳官使面会手続 (四) 信使來聘期月、御印(返翰之朱印彫刻)、諱字、書画等、(五) 易地來聘御用留 (六) 同上、掛人數姓名 (七) 平田隼人朝鮮信使に來聘御用掛に相成候 (八) 朝鮮信使贈答目録 (九) 朝鮮信使一行へ相渡候品々直段書 (十) 朝鮮信使來聘對島守御饗應 (十一) 宗対馬守家來風聞記 尚、「通交一覽」自卷二五至卷一三七参照
東京大學史料編纂所所藏。尚、原本の所在は不明である。

雜部

一、朝鮮ニ被遣候御品、先年被遣候半減之積りを以、別紙之通、(文化二)丑十月廿四日伺済

公方様より被遣候

大納言様より

宗(義功)対馬守(文化四)卯三月采女正殿御渡御書付

朝鮮國王ニ被遣物

鞍皆具 拾口 大卓 一脚

料紙硯箱 三通 紗綾染物 百把

色羽二重 五十五疋 越前綿 三百把

乱茶亭 百端 色羽二重 五拾疋

茶亭百端
大納言様より
大卓一脚
紗綾染物百端
越前綿三百把

右朝鮮國王より之獻上物、此度減少候ニ付、被遺物も書面之通可被相減候、存寄も有之候ハム、可

被申聞候

一、兩使以下被下物之儀を前々之通可被下候、乍然、此度人數も格別相減候ハム、上官以下惣中ニ之被下物も、其程に応し減少可有之候間、人數相知次第、致勘弁可被申聞候

一、御屏風其外御卓・料紙御硯箱仕立中、御勘定方御徒目付見廻り之儀、卯七月廿九日伺済

一、御返翰・御別幅入黒塗御箱二ツ、大御卓壇ツ、御料紙御硯箱三通、當時差置候手當井道中詰物仕候為手當、淺黃加賀のりぬきいたし、表之方うこん木綿、ほうれい綿・真綿とも入袋ニ仕立候入用銀四百式拾五匁四分四厘ニ而、馬場助(御細工所頭)左衛門ニ、已正月十九日被仰渡候旨ニ而、同廿四日御下ケ一覽付、返上

一、御返翰箱并掛覆・大御卓掛覆・御料紙硯箱三通り、右やら共御鞍包拾壺口分、御鑑十一口分、御屏風包拾壺双分御服紗包之御入用丈尺裁切、相渡候積ニ而、惣御入用銀五貫三百七拾匁外余相掛り候旨、御納戸頭より相伺候處、御屏風包御服紗

そ御納戸ニ而仕立、其外御服紗御懸覆・御鞍鎧包

モ裂地裁切、御馬方御細工所ニ相渡可申旨、已三

六年
月朔日、御納戸頭ニ被仰渡、同五日一覽付、返上

一、御返物并被下物品々、対州迄差越方之儀、宿継

御証文を以差立、吟味方下役、御普請役之内三人、

御小人目付三人、都合六人附添、大坂よりハ積船

ニ乘組罷越候積り、右附添候もの、格別遠境海陸

附添心配仕候ニ付、定例之被下物之外、為御手当、

外並之通、一同銀拾勿ツ、被下置候旨、已十一月

十一日伺済

一、朝鮮國ニ被遣候御屏風・御鞍鎧御扣持越方之

儀、御鞍鎧ハ御扣出来居候ニ付持越、御屏風御扣

ニ繪出來致居不申候間、持越ニ不及旨、午九月廿

文化七年
六日伺済

一、御返物并被下物之据臺、大坂ニ而木掠致シ、同

所より職人対州ニ差下シ、尤、右臺類仮箱補理詰

物いたし、荷作数二十箇に仕立差下シ、積船雇方

被下銀附紙ハ相除、職人船中入用モ進獻物箱臺取

立候職人ニ而相兼、於彼地仕立中之賃金斗被下候

積りを以、金百拾九両式分余を以、対馬守一式引

受之積り、午三月十七日伺済、同四月二日対馬守

家來ニ達ス
家來ニ達ス

但、被下銀附紙之儀モ御納戸より請取、外荷

物入レ相廻し候積り

一、朝鮮御返物御別幅書式作略仕候方、此度御用ヒ

二相成候旨、午十月廿七日、林^(衡)大學頭伺済

住吉広行筆春冬堂上放鷹之図屏風下絵及び「朝鮮信使来聘一件書類」

御本丸御用

別幅

画屏風壹拾雙

鞍具壹拾副

硯紙匣三副

染繒伍拾匹

綵紬壹百端

整

但、荷造之儀、「御同朋頭手ニ而いたし候積り」

前同断、尤荷造いたし候節

日本国源
(徳川家齊) 御名

文化八年辛未某月日

別幅

案壹張

染綾壹百端

綵參百把

文化八年辛未某月日

日本国源
(徳川家慶) 御名

一、御返物入箱外箱仕立方、已十一月御納戸頭ニ達

書

一、御端物入箱
式箱

一、右同断
壱箱

(朱書) 「右三掉入合候長持老掉」

一、摘綿入箱

(朱書) 「右箱三箱ニ而入合候積り長持拾四掉」

五箱

一、銀百枚入箱
四拾式箱

(朱書) 「右九箱入候長持九掉」

右長持式拾四掉、御納戸ニ而出来、荷造之儀也

一、御返物其外ニ同附添罷越候者々、於旅中万一損

作事奉行ニ達ス

御賄所ニ而出来之積り、

但、荷造之儀御賄方断候ニ付、御納戸ニ而出

(文化七年) 来之積り、午十一月相定、

一、御屏風外箱御同朋頭ニ而出来、荷造之儀前同断

但、荷造之儀、「御同朋頭手ニ而いたし候積り」

前同断、尤荷造いたし候節

御勘定方御目付方支配向立合候様、備前守殿

(奥右筆組頭) 秋山内記を以被仰渡候

一、御鞍具・御料紙硯箱、其外品々外箱并御長持

五掉、御細工所ニ而出来

但、荷作之儀ハ、是又御細工所ニ而出来之積り、

一、朝鮮ニ被遣候御屏風其外共、長物并箇物凡九拾

四箇、七百石積船壹艘ニ積切、大坂より対州ニ相

廻し、右附添之者乘組候ニ付、船中間仕切等相心

得、御入用金百式拾六両式分余を以、佃屋勘左衛門引受之旨、午十一月朔日申渡ス

一、御返物并被下物ニ差添、両手支配向より取計向

之儀伺書面差出、夫々附礼いたし、相渡ス

一、御返物并被下物、対州表ニ被遣候御品々差立方

之儀、宿次御証文ハ、表御右筆組頭々請取、箇之儀也、当朝向々より支配向請取差添罷越、御支配

向ニ相渡、箇物持出方之儀也、御作事方人為持、

御置藏迄差出、其場所迄伝馬町名主并持人足呼出

置候様可仕旨、午十二月十三日伺済、町奉行・御

作事奉行ニ達ス

等出来之節、用意金拾五両、午十一月伺済之上相
渡、帰府之上、未五月右(文化八年)金子返納、

崩黃袋、眞田とも
代銀壹貫拾匁四分武厘

代銀拾三匁六分六厘

同断

一、右御袋 二ツ 「小林定七」

一、右御袋 二ツ 「(朱書)小林定七」

一、外家 二ツ
代銀三百六拾四匁八厘

同断

御返翰 井紙
御別幅 井紙

一、御返翰御別幅并紙類等之儀、馬場助左衛門伺済、
(文化四年)卯四月十四日御下ヶ、一覽付、返上

公方様御分

一、御返翰紙 八枚

堅毫尺二寸八分・横三尺六寸、御返簡紙八

折巾四寸毫分、七折半ニ折立、御別幅八折

巾三寸八分半、八折ニ折立、

代銀貳貫三百八拾九匁四分四厘

大納言様御分
御兩所様

一、御別幅紙 四枚

仕様前同断

代銀壹貫百九拾四匁七分武厘

御兩所様

一、同御上包紙 六枚

堅毫尺九寸三分・横毫尺四寸九分、

折立寸法、堅毫尺八寸五分、折巾四寸七分

代銀壹貫五百八拾九匁五分八厘

同断

一、御返翰入銀御箱 二ツ 「(朱書)坂田清助
新山藤三郎」

但、銀打物外法、長毫尺九寸五分、横五
寸四分、身高三寸、蓋式尺九分

浅黃羽二重、裕

惣銀九貫五匁四分六厘
惣銀百五拾兩ト銀五匁四分六厘

同断

一、右御内家 二ツ 「(朱書)木地塗 加川金兵衛
円阿弥内膳」

一、右御外家 二ツ
代銀貳拾四匁武厘

一、右外粹 二ツ
代銀七拾八匁九分武厘

一、御返翰・御別幅箱御袋、地錦并御裏茶丸御入用、
(文化五年)辰閏六月廿六日、御細工頭引請之積り、伺済

一、御返翰箱御袋地
(朱書)金ニメ百五拾兩ト銀五匁四分六厘

一、御返翰・御別幅箱御袋地
(文化五年)辰閏六月廿六日、御細工頭引請之積り、伺済

一、御返翰箱御袋地
(朱書)金ニメ百五拾兩ト銀五匁四分六厘

合銀五百三拾毫匁五分八厘
代銀七拾五匁五分八厘

浅黃羽二重、裕

〔金二ノ八両壱分銀六匁五分八厘〕

余計之分

一、御返翰入候箱、塗梨子地活掛、前々見合直段を以積立、伺済、取掛候處、附金代引足不申候ニ付、

増金九両、銀拾三匁余被下候旨、〔文化六年〕巳十一月十四日

御細工頭伺済

一、御返翰紙抄子箱、御細工所ニ而出来致し候處、仕立方不宜候ニ付、板谷桂意を仰付、御扣之分とも拾枚出来

御屏風

一、御屏風絵様之儀、別紙之通評議之趣

朝鮮國王ニ被遣候御屏風絵

一、賴信海を渡ル図

義家鷹連を乱す図

一、賴朝富士牧狩

一、四季大和山水

一、牧牛野馬

一、大和琴菴書画

一、春秋花鳥

一、堂上放鷹

是迄 御代々不被遣曲之内

一、舞樂

一、桜孔雀

一、牡丹金鶏

一、老松二ノ日

住吉広行筆春冬堂上放鷹之図屏風下絵及び「朝鮮信使來聘一件書類」

一、博雅三位琵琶秘曲を伝授
時秋笙秘曲を伝授

一、四季花鳥

右之内ニも可被仰付哉と評儀仕候、以上

一、卯〔文化四年〕五月九日、備前守殿中務大輔ニ御渡候書付

二双

狩野養川院

一双

狩野伊川

同

同 祐清

同

同 探信

同

同 洞伯

同

住吉内記

同

狩野春貞

同

板谷桂意

同

狩野友川

同

小音請組
狩野長五郎支配

同

朝鮮ニ被遣候御屏風之絵、右之通可相調旨、申

渡候事、

〔朱書〕

朝鮮ニ被遣候御屏風之絵、右之通可相調旨、申

渡候事、

〔朱書〕

朝鮮ニ被遣候御屏風之絵、右之通可相調旨、申

渡候事、

〔朱書〕

朝鮮ニ被遣候御屏風之絵、右之通可相調旨、申

渡候事、

但、服紗ハ御納戸・御細工所両積りニ相成候事

一、箱之義、先格之通、内箱・上箱申付、三重目外箱ハ下品下段ニ而、壱ツ入之箱可仕事
一、縫裂地ニ御納戸ニ而織立候事
一、箱之内張紙・詰紙・御屏風上張紙・鑑之緒・片脳等御納戸頭差出候事

一、服紗綿入ニ不及、裕ニ可仕候、道中持越方ハ木綿等ニ而卷立、やわら紙ム包、不動様詰入可申事

一、片脳入袋之儀ニ御細工所ニ断書可差出事
一、骨井木地、縫塗下地其外とも、上之方積を以仕様取しらへ、来聘懸り之面々ニ書付差遣可申候事

一、御屏風拾壱双御入用取調候處、御同朋頭積り下直ニ付、申上候處、御同朋頭積り御絵師筆工料・金銀箔代等ニ相除キ、金四百五拾両三分、銀五貫五分ニ而同人引請、〔文化四年〕卯七月廿五日伺済

日伺済

一、御屏風絵様、筆工料并金銀箔御入用^{〔文化六年〕巳正月廿八}已正月廿八

日伺済

一、御屏風拾壱双御入用取調候處、御同朋頭積り下直ニ付、申上候處、御同朋頭積り御絵師筆工料・金銀箔代等ニ相除キ、金四百五拾両三分、銀五貫五分ニ而同人引請、〔文化五年〕卯正月廿六日布施藏^{〔奥右筆カ〕}之

津守殿長谷川弥左衛門を以御下ヶ、
〔田正義〕

双被 仰付旨之御書付、辰正月廿八日撰

一、御屏風絵様、筆工料并金銀箔御入用^{〔文化六年〕巳正月廿八}已正月廿八

日伺済

一、賴信海を渡る図
義家鷹列を乱す図

金銀箔七千五百九拾枚武分
代銀壱貫五百三匁三分七厘

一、四季大和山水

同人

金銀箔六千武百三拾七枚六分

三五

代銀壱貫式百七拾匁五分六厘

一、博雅三位琵琶秘曲を伝授 同 友川
時秋笙秘曲を伝授〔朱書〕
〔寛信〕

金銀箔七千式百四枚四分

代銀壱貫四百九拾式匁式分式厘

〔右書〕
〔朱書〕
三双為冥加、無料ニ而認候ニ付、筆工料無之旨、御屏風懸り坊主川嶋周節申聞候事」

金銀箔七千式百四枚四分

代銀壱貫四百九拾式匁式分式厘

古木梅ニ月

狩野祐清

〔朱書〕
〔邦信〕

一、老松ニ月

銀壱貫三百拾匁余

壱割八分増を加へ

銀壱貫五百四拾六匁余

壱割八分増を加へ

金銀箔五千四百六拾六枚六分

代銀壱貫式百四拾六匁分七厘

金銀箔五千四百六拾六枚六分

菊亭中納言 同 洞泊

〔朱書〕
〔愛信〕

壱双ニ付

銀壱貫八百七拾式匁余

壱割五分増を加へ

武貫百五拾三匁余

金銀箔四千八百五拾壹枚六分

代銀壱貫拾九匁九厘

一、堂上放鷹

銀壱貫八百七拾式匁余

壱双ニ付

銀壱貫八百七拾式匁余

武割増を加へ

武貫式百四拾七匁余

金銀箔五千三十七両壱分銀拾式匁余

金銀箔五千八百七拾八枚式分

代銀壱貫百七拾三匁分式分九厘

金銀箔五千八百七拾八枚式分

代銀壱貫百七拾三匁分式分九厘

金銀箔五千八百七拾八枚式分

代銀壱貫百七拾三匁分式分九厘

金銀箔五千八百七拾八枚式分

代銀壱貫百七拾三匁分式分九厘

金銀箔五千八百七拾八枚式分

代銀壱貫百七拾三匁分式分九厘

金銀箔五千八百七拾八枚式分

代銀壱貫百七拾三匁分式分九厘

金銀箔五千八百七拾八枚式分

金銀箔五千八百七拾八枚式分

八分増を加へ

壱貫五百拾六匁余

金銀箔六千拾三枚六分

代銀壱貫式百式拾六匁壹分

金銀箔六千拾三枚六分

代銀壱貫式百式拾六匁壹分

一、舞樂

銀式貫百五拾三匁余

壱割八分増を加へ

銀式貫百五拾三匁余

壱割八分増を加へ

銀式貫百五拾三匁余

金銀箔七千九百式拾三枚六分

代銀壱貫四百九拾目六分九厘

右金銀箔物メ六万式千六百七拾七枚六分

代銀拾式貫八百五拾式匁四分式厘

同壺通

木地
下絵
塗蒔絵
加川金兵衛
鈴木伊賀足石・青石式面出来ニ付、高田石之方御不用
ニ付、御細工所御因ニ相成候」

蒔繪紅白梅

硯箱
中村八三郎
西村八郎兵衛

御端物

代金八拾三両

水入

西村八郎兵衛

銀百七拾三両式分八厘

一、色羽二重
五拾疋

同壺通

木地
下絵
塗蒔絵
加川金兵衛
狩野友川代銀九貫七百壺匁
大納言様

同壺通

木地
下絵
塗蒔絵
加川金兵衛
狩野友川一、紗綾染物
百疋

蒔繪松嶋之景

硯箱
中村八三郎
西村八郎兵衛夕仙染之積り、
文化五年
辰正月十九日同済
代銀拾八貫五百目

代金七拾式兩

水入
西村八郎兵衛右御納戸引請之積り、
辰四月九日同済

銀百八匁五分九厘

一、乱茶莢
百反

惣御入用

金式百式拾式兩

銀壺貫七百五拾四匁三分六厘

一、但、二十五反縞、其段五色

但、御硯石・御水入井御服紗・御やわら

右神宝方引請、辰四月九日同済

御上箱梓・御居臺、且御水入付銀、御服

一、右御反物上包上書無之、其儘臺ニ積立候積り、

紗やわら地類綿代を相除

午七月評決

外

一、羽二重疊方、前々毛曲尺五寸之處、此度毛六寸

銀百五匁壺分壺厘

但、二十五反縞、其段五色

御居臺之箱
桙共御入用

右神宝方引請、辰四月九日同済

八月十七日、馬場助左衛門同済

一、右御反物上包上書無之、其儘臺ニ積立候積り、

一、大卓一腳

但、二十五反縞、其段五色

若州宮川鳳足石彌立

一、羽二重疊方、前々毛曲尺五寸之處、此度毛六寸

代金壺兩壺分式朱

但、二十五反縞、其段五色

一、小之分壺面

但、二十五反縞、其段五色

代金壺兩壺分式朱

但、二十五反縞、其段五色

一、壺面

但、二十五反縞、其段五色

高田石

但、二十五反縞、其段五色

〔右、先格之通高田石ニ而三面出来之處、鳳

但、二十五反縞、其段五色

〔未書〕

但、二十五反縞、其段五色

一、銀五拾枚宛

上判事式人に

200

但、同断

一、銀三拾枚 学士壻人ニ

一、銀三百六拾枚 上官 次官 中ニ 小童

上官武拾四人、次官拾人、中官之内小童
八人を加へ、都合四拾武人ニ而積り、壻
人八枚三分ツ、

但、先年都合六拾人ニ銀五百枚

一、同八百枚 下官 中ニ

中官百三拾六人之内小童八人除キ、下官
武百三人、都合三百三拾壻人、壻人前武
枚四分四厘ツ、

但、先年都合四百九人ニ銀千枚

小以

銀武千八百九拾枚

西丸より

一、銀武百枚共 紹百把ニ 両使ニ

但、被下員數先年之通

一、銀百枚ツ 上々官武人ニ

朱書「上々官老人相増、都合三人ニ相成候ニ付、
壻人増之分、被下銀百枚、午六月伺済」

但、同断

一、同武拾枚宛 上判事式人ニ

但、同断

一、同拾枚 学士壻人ニ

但、同断

住吉広行筆春冬堂上放鷹之図屏風下絵及び「朝鮮信使來聘一件書類」

一、同百四拾枚

上官 小童 次官 中ニ

西丸より 銀武百枚

上官 次官 小童 凡五拾六人
中官 凡武百八十五人

一、信使一行被下銀之内、上官以下惣中之分伺済、
人数増減ニ隨ひ、被下高割替候積り被仰渡、此度
渡來之人數相減候ニ付、左之通割替、未五月申上

一、但、先年武百枚 下官 中ニ

小以 銀千百三拾枚

合銀四千武拾枚

ル

一、書画相認候者ニ被下銀、員數之儀、享保度ニ見
合を以、写字官壻人ニ銀武枚ツ、画員ニも、銀三

枚被下候積り、人數之儀、前廉難相知候ニ付、余
計ニ見込、銀武拾枚、享保銀之位ニ為吹立、書画
之料紙・筆墨・繪具等ニ、對馬守家宗義功來ニ申談、為

差出、追而御入用ニ相立候積り、卯文化四年十一月廿七日
伺済

一、被下銀之義、上官以下人數增減等も有之候ニ付、
猶又評儀之上、左之通相伺候處、人數當を以被下

候儀、對馬守家來被相尋、申上候様、被仰渡候ニ
付、相尋候處、別紙答書、且銀百之上格之數付候
とも、彼方ニ而如何と相心得候事情無之旨、書付

を以申聞候間、右書付相添、再評之趣申上候處、
午十二月廿九日伺之通相済

一、同武拾枚宛 上判事式人ニ

但、同断

一、同拾枚 学士壻人ニ

但、同断

一、銀四百七拾枚 上官 小童 次官 凡五拾六人

中官 凡武百八拾五人

外ニ 西丸御用意分

百武拾枚

御本丸の書画之者に被下候御用意銀
式拾枚

図版要項

駆付人足

一、御屏風御絵師方持運、且、非常之節為持退荒木箱十箱、御作事方申談、御入用積取候處、代金六両、銀五匁^ニ而出来仕、代金之儀専阿弥受取、御作事方相渡し可申旨、御同朋頭専阿弥申上、書面御下ヶ、辰六月懸り一同一覽付、返上

一、御屏風拾双、御絵師方相下ヶ候付、非常之節持運人足之儀、専阿弥より相願候處、持運欠付人足之儀難相成旨、辰九月十日被仰渡候書面御下ヶ、同九月廿六日掛り一同一覽付、返上

一、御紋附高張御挑灯拾八張、箱御挑灯拾八張、御絵師九人^ニ非常為御用請取度旨、御断書面、平井専阿弥御下ヶ

一、大御卓御蒔絵師幸阿弥因幡仕上候付、因幡近所出火之節持出候ため、欠付人足并御紋付小旗、^(張脱力)高挑灯之儀奉願候處、欠付人足御紋付小旗^ニ難相成、御挑灯之義^ニ御断之上、請取候様、辰九月廿六日掛り一同一覽付、返上

一 伝毛利秀就所用段織綾産衣 背面(原色刷)

防府毛利博物館藏

桃山時代 丈五七・五cm 術三〇cm 袖巾一〇cm 袖丈二四・五cm

二 伝毛利秀就所用段織綾産衣

同

三 a 德川二代將軍秀忠所用紫麻産衣

東京増上寺徳川將軍家墓地

発掘調査団預り

桃山時代 丈四五・五cm 術二八・二cm 袖巾一一・五cm 袖丈十八cm

b 同

背面 同

c 伝毛利秀就所用緋絹産衣

防府毛利博物館藏

桃山時代 丈五四・五cm 術三〇cm 袖巾六・五cm 袖丈二一・五cm

桃山時代 丈六四・五cm 術三六・五cm 袖巾一一・五cm 袖丈三〇・四cm

d 伝毛利秀就所用紅紬産衣

同

桃山時代 丈五四・五cm 術三〇cm 袖巾六・五cm 袖丈二一・五cm

一一三 神谷榮子「桃山・江戸前・中期の産衣十三領について 上」参照

四 金銅仏坐像 正面 側面 背面

某 氏 氏 藏

五胡時代 全高九・四cm

五 金銅仏坐像 正面 背面

北魏時代 全高一四・八cm

四・五 松原三郎「中國初期金銅仏の一考察」参照

廿六日掛り一同一覽付、返上

六 住吉広行筆 春冬堂上放鷹之図屏風下絵 部分

紙本淡彩 縦一六六・二cm 橫四三九・五cm
六 加藤秀幸「住吉広行筆春冬堂上放鷹之図屏風下絵及び朝鮮信使来聘一件
書類」参照